

実務経験一覧

1 サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	業務の区分	実務経験年数			
			国家資格等保有者	有資格者	それ以外の者	
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援の業務	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上 ※1		5年以上	
	b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。	1				
	c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者	2				
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者	3				
	e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者	4				
	f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者	5				
	(1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)	6-1				
	(2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	6-2				
	(3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者	6-3				
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	7				
	直接支援の業務	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上 ※2		8年以上	
	入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者				8
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者	9				
d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	10					
e 特別支援学校等の従業者	11					
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	12					
		13				

※1 上記の「相談支援の業務」又は「直接支援の業務」に従事する者であって、下表「実務経験要件に関連する資格」の区分Ⅰ(国家資格等保有者)の資格を要する業務に3年以上従事している者が対象(国家資格の期間(3年)と相談・直接支援業務の期間(3年)は同時期でも可)。

※2 上記の「直接支援の業務」に従事する者で、下表「実務経験要件に関連する資格」の区分Ⅱ(有資格者)の資格を有している者が対象(資格取得以前の期間も経験年数に含めてよい)。

実務経験要件に関連する資格

区分	具体的な資格等
Ⅰ 国家資格等保有者	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士
Ⅱ 有資格者	(1)社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2)保育士 (3)児童指導員任用資格者 (4)訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

2 児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件・

業務の範囲	業務内容	業務の区分	実務経験年数				
			国家資格等保有者	有資格者	それ以外の者		
は障害者児（身体上福祉若しくは精神第1の項に障害規定すること又は環境上の理由により日常生活営む分野に支障がある者） 又は 環境上の理由により日常生活営む分野に支障がある者 又は 環境上の理由により日常生活営む分野に支障がある者	相談支援の業務	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	14	3年以上 ※1	5年以上		
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所（身体・知的）、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。	15				
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設（障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者	16				
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者	17				
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者	18				
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者					
	1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）	19-1					
	2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	19-2					
	3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者	19-3					
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	20					
	直接支援の業務	(1) 障害者支援施設、児童入所施設（障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	21			5年以上 ※2	8年以上
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者	22				
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者	23				
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	24				
(5) 学校等の従業者		25					
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		26					

※1 上記の「相談支援の業務」及び「直接支援業務」に従事する者で、下表「実務経験要件に関連する資格」の区分Ⅰ（国家資格等保有者）の資格を要する業務に5年以上従事している者が対象（国家資格の期間（5年）と相談・介護業務の期間（3年）は同時期でも可）。

※2 上記の「直接支援の業務」に従事する者で、下表「実務経験要件に関連する資格」の区分Ⅱ（有資格者）の資格を有している者が対象（資格取得以前の期間も経験年数に含めてよい）。

実務経験要件に関連する資格

区分	具体的な資格等
Ⅰ 国家資格等保有者	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士
Ⅱ 有資格者	(1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 保育士 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者